

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー
クルーズ株式会社
代表取締役社長 小 渕 宏 二

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール 1階 ダイヤモンドルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://crooz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 当連結会計年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策を背景とした企業収益の回復や雇用・所得環境の改善が見られる一方で、中国をはじめとする海外経済の減速懸念等から、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域であるソーシャルゲーム市場は急速に拡大し、スマートフォンゲームを対象とした国内市場は、平成26年は6,584億円、平成27年は7,462億円、平成28年は8,238億円と、今後も継続した拡大が見込まれており(注1)、世界市場では平成29年に1兆7,000億円規模に拡大することが予想されております(注2)。加えて、もう一つの事業領域であるEコマース市場の市場規模につきましても、平成28年度は15.2兆円、平成29年度は16.8兆円、平成30年度は18.6兆円と年平均成長率が10%以上で推移すると予想されております(注3)。

このような状況の中、インターネットコンテンツ事業につきましても、App Store、Google Play向けのネイティブゲームによる業績貢献がスタートいたしました。平成27年1月に配信開始した「エレメンタルストーリー」、同年4月「NARUTO -ナルト- 忍コレクション 疾風乱舞」(注4)、同年10月「ファイナルファンタジーグランドマスターズ」(注5)が立て続けにセールスランキング上位にランクインしております。今後もユーザー満足度を高める運営に注力し、セールスランキング高位安定を目指してまいります。

次にブラウザゲームにつきましても、一つのゲームを複数のプラットフォームで遊ぶことができるマルチプラットフォーム展開や、PC向けブラウザゲームにも注力することでブラウザゲームによる売上は当第2四半期以降復調傾向にあります。さらに、新規事業として他社のネイティブ・ブラウザゲームの運営受託や運営権の買い取りを行うセカンダリ事業に参入しております。

インターネットコマース事業においては、平成24年7月にサービスを開始したファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」(以下、SHOPLIST)が好調に推移しており、通期の売上高は前連結会計年度の約100億円から、当連結会計年度の145億円超へと拡大いたしました。今後においても、継続的な大規模プロモーションや、知名度の高い国内外ファストファッションブラン

ドの出店、物流強化による配送時間短縮など、引き続きユーザー及び事業規模拡大、サービス向上に注力してまいります。さらに、SHOPLISTの成功体験を活かした新規事業にも積極的に挑戦し、第二、第三の事業の柱を作ってまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は27,787,135千円（前連結会計年度比33.3%増）、営業利益は2,480,808千円（前連結会計年度比4.5%増）、経常利益は2,475,082千円（前連結会計年度比2.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,528,815千円（前連結会計年度比11.7%増）となりました。

（注1）株式会社CyberZ及び株式会社シード・プランニングの共同調査情報を基に記載しております。

（注2）International Data Corporationの調査を基に記載しております。

（注3）株式会社野村総合研究所の調査を基に記載しております。

（注4）◎ 岸本斉史 スコット／集英社・テレビ東京・ぴえろ ◎ GREE, Inc. / CROOZ, Inc.

Produced & Developed by GREE / CROOZ Co-Produced by 2015 BANDAI NAMCO Entertainment Inc.

（注5）◎ 2015, 2016 SQUARE ENIX CO., LTD. All Rights

Reserved. Developed by CROOZ, Inc.

ファイナルファンタジー／FINAL FANTASY 及びファイナルファンタジーグランドマスターズ／FINAL FANTASY GRANDMASTERSは、日本及びその他の国におけるスクウェア・エニックス・グループの商標又は登録商標です。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は86,057千円であり、その主なものはオフィス造作、事業用のサーバー、PC等の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成27年6月10日付で、スマートフォン・タブレット向けトレーディングカードゲームの企画、開発及び運営を行う事業部門を会社分割（簡易分割）し、新設会社のCard King株式会社に承継させました。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、インターネット業界における、ハードウェア、ソフトウェアの進化、ユーザーの嗜好の変化、他業界からの新規参入等の様々な急速な変化に対応するために、以下の課題を認識しており、対応していく方針であります。

① 多様な収益源の確保

当社グループは、ユーザーに受け入れられるサービスの移り変わりが激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していくことが重要と考えております。

インターネットコンテンツ事業は、新規事業としてセカンダリ事業を開始し、積極的に他社のネイティブ・ブラウザゲームの運営受託や運営権の買い取りを行い、収益の拡大を狙ってまいります。また経営資源を集中し絞った新規開発を行い、ヒットを狙ってまいります。

また、インターネットコマース事業は、SHOPLISTの更なる事業拡大・サービスの向上を図りつつ、SHOPLISTの成功体験を活かした新規事業にも挑戦してまいります。

② 事業スピードの最大化

変化の激しいインターネット業界においては、事業スピードを最大化することが重要であり、いかに多くのチャレンジをし、早期にその成否を見極められるかという仕組が事業の成長には不可欠であると考えております。

当社グループは、意思決定と実行を早める目的で、事業戦略に応じた子会社の設立をはじめ、開発手法、品質管理はもちろん、採用やマネジメントに至るすべてのプロセスにおいて最適な仕組みを整えてまいります。さらに、コンパクトな組織にすることにより、創業時並みの意思決定スピードで事業戦略を推進してまいります。

### ③ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。

## (9) 財産及び損益の状況

| 区 分                 | 平成24年度<br>第12期 | 平成25年度<br>第13期 | 平成26年度<br>第14期 | 平成27年度<br>第15期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)             | —              | 23,352,269     | 20,841,409     | 27,787,135                  |
| 経常利益(千円)            | —              | 4,253,181      | 2,423,578      | 2,475,082                   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | —              | 2,698,664      | 1,368,673      | 1,528,815                   |
| 1株当たり当期純利益(円)       | —              | 238.65         | 119.32         | 127.60                      |
| 総資産(千円)             | —              | 8,389,044      | 9,713,700      | 12,289,443                  |
| 純資産(千円)             | —              | 5,253,374      | 7,639,836      | 8,978,700                   |
| 1株当たり純資産額(円)        | —              | 461.25         | 635.96         | 746.97                      |

- (注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しておりますので、第12期の各数値は記載しておりません。  
2. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第13期の1株当たり当期純利益は、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金       | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                |
|------------------------|-----------|---------|----------------------------------------|
| CROOZ America, Inc.    | 100千米ドル   | 100%    | 北米におけるマーケティング業務                        |
| ウェーバー株式会社<br>(注) 1     | 120,000千円 | 100%    | 著作権を活用したソーシャルゲームの企画・開発、運営              |
| Card King株式会社<br>(注) 2 | 120,000千円 | 100%    | スマートフォン・タブレット向けトレーディングカードゲームの企画、開発及び運営 |

- (注) 1. 当社は、平成28年4月1日付にてウェーバー株式会社を吸収合併しております。これにより同社は消滅しております。
2. Card King株式会社は、平成27年6月10日付で新設分割（簡易分割）により設立いたしました。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (11) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、インターネットを通じて全世界へサービスを提供しております。現在は、「エレメンタルストーリー」や「アヴァロンの騎士」などのソーシャルゲーム及びファストファッション通販サイト「SHOPLIST.com by CROOZ」をサービスの柱として提供しております。

なお、ソーシャルゲームは、Apple Inc. が展開する「App Store」、Google Inc. が展開する「Google Play」、株式会社ディー・エヌ・エーが展開する「Mobage（モバゲー）」やグリー株式会社が展開する「GREE（グリー）」等のプラットフォームに提供しております。

### (12) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

| 名称                  | 所在地        |
|---------------------|------------|
| クルーズ株式会社            | 東京都港区      |
| CROOZ America, Inc. | 米国カリフォルニア州 |
| ウェーバー株式会社           | 東京都港区      |
| Card King株式会社       | 東京都港区      |

(13) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 381 (79) 名 | 32名減        | 31.9歳 | 3.0年   |

(注) 従業員数は正規使用人のみで、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約 (融資限度額13億円) を締結しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、平成28年6月29日開催の第15回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,886,400株  
(2) 発行済株式の総数 11,989,100株  
(自己株式数 852,500株を除く。)  
(3) 株主数 8,425人  
(4) 大株主

| 株 主 名                                                                                            | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 小 淵 宏 二                                                                                          | 3,863,000株 | 32.22%  |
| 田 澤 知 志                                                                                          | 1,020,000株 | 8.50%   |
| CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT<br>(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)                 | 287,900株   | 2.40%   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)                                                                       | 217,200株   | 1.81%   |
| 株式会社SBI証券                                                                                        | 199,600株   | 1.66%   |
| CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS<br>CLIENT ACCOUNT<br>(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社) | 181,900株   | 1.51%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)                              | 171,881株   | 1.43%   |
| 日本証券金融株式会社                                                                                       | 137,800株   | 1.14%   |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES<br>(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)                                         | 123,800株   | 1.03%   |
| MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC<br>(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)                           | 113,714株   | 0.94%   |

- (注) 1. 当社は自己株式を852,500株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により発行済株式の総数が23,200株増加しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く）の状況

#### ① 平成22年4月13日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                    |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第6回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役3名                              |
| 新株予約権の数                     | 125個(新株予約権1個につき400株)(注1)           |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 50,000株(注1)                        |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 2,030円                       |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 157,600円<br>(1株あたり 394円)(注1) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 79,815円                      |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成22年5月1日から平成32年4月30日まで            |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注2)                               |

#### ② 平成23年4月4日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第7回新株予約権                          |
| 保有者数                        | 取締役1名                             |
| 新株予約権の数                     | 10,000個(新株予約権1個につき100株)(注1)       |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 1,000,000株(注1)                    |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 470円                        |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 73,400円<br>(1株あたり 734円)(注1) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 36,935円                     |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成23年4月20日から平成33年4月19日まで          |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注3)                              |

### ③ 平成24年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                    |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 新株予約権の名称                    | 第8回新株予約権                           |
| 保有者数                        | 取締役2名                              |
| 新株予約権の数                     | 280個(新株予約権1個につき100株)(注1)           |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 28,000株(注1)                        |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 2,087円                       |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 50,100円<br>(1株あたり 501円) (注1) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 26,094円                      |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成24年8月25日から平成34年8月24日まで           |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注4)                               |

(注1) 平成22年9月14日開催の取締役会決議により、平成22年10月1日をもって普通株式1株を2株に分割したこと、平成23年2月2日開催の取締役会決議により、平成23年3月1日をもって普通株式1株を2株に分割したこと、及び平成25年4月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日をもって普通株式1株を100株に分割することに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額、及び資本組入額を調整しております。

#### (注2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

#### (注3) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の76%(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。)の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注4) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 本新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 平成24年8月25日から平成27年8月24日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 平成27年8月25日から平成30年8月24日までは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (c) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (d) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過しなかった場合、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (e) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権のうち、2分の1について行使できる。
  - (f) 割当日から平成30年8月24日までの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が行使した新株予約権の数が、上記(b)に規定する上限に達しない場合、上記(c)の定めにかかわらず、割当てられた新株予約権のうち未行使の新株予約権を全て行使することができるものとする。
  - (g) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(c)の定めにかかわらず、超過した時点以降、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役ににより適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況    |
|----------|-------|-----------------|
| 代表取締役社長  | 小淵 宏二 | -               |
| 取締役      | 張本 貴雄 | コマース事業担当        |
| 取締役      | 小島 亮平 | ゲーム事業担当         |
| 取締役      | 仲佐 義規 | ゲーム事業担当         |
| 取締役      | 対馬 慶祐 | 管理・人事・ブランディング担当 |
| 取締役      | 古瀬 祥一 | ゲーム事業担当         |
| 取締役      | 永井 文隆 | -               |
| 常勤監査役    | 小野 隆弘 | -               |
| 監査役      | 大森 彩香 | -               |
| 監査役      | 高橋 慶行 | -               |

- (注) 1. 取締役永井文隆氏は社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役小野隆弘及び大森彩香の2氏は社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役小野隆弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員       | 支給額                    |
|------------------|------------|------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7人<br>(1人) | 127,899千円<br>(7,875千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3人<br>(2人) | 7,200千円<br>(5,400千円)   |
| 合計               | 10人        | 135,099千円              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成19年6月28日開催の第6回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とする旨の決議をいただいております。
3. 平成17年6月30日開催の第4回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨の決議をいただいております。
4. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

|       |       | 活動状況                                                                                                                                                                             |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 永井 文隆 | 当事業年度の取締役会は、在任中開催されたすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                         |
| 常勤監査役 | 小野 隆弘 | 当事業年度の取締役会は、在任中開催されたすべてに出席し、監査役会についても、在任中開催されたすべてに出席いたしました。税理士として、取締役会において、主に当社の監査体制の強化、及び必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、監査役会において当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。           |
| 監査役   | 大森 彩香 | 当事業年度の取締役会は、在任中開催された19回のうち17回に出席し、監査役会は、在任中開催された14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                          | 支払額      |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 19,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」を率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。また、法令遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。

b. 当社は、報告・相談体制である「スピークアップ制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨定める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

- ③ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
  - b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視すると共に、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
  - c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定並びに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、常勤取締役及び常勤監査役に代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
  - b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
  - c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑤-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、原則として子会社の取締役又は監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。

⑤-2 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定し、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

⑤-3 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」を行わせ、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。また、法定遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。

⑤-4 その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

監査役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができるものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮、命令、指導及び評価のための管理システムを確立する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務補助を行う使用人として選任された使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑨ 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができる。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

⑩ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の遂行について生じる費用の前払い、又は償還の手続その他の当該職務について生じる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらぬ事を自社及び第三者機関にて調査し、確認を行う。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不当要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携が出来る体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループの使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育等で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は、報告・相談体制である「スピークアップ制度」を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

当社及び当社グループの経営幹部によるリスク管理を主題とした定例会議を2回開催いたしました。当社及び当社グループの各本部から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント担当部署において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループの内部監査を実施いたしました。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益分配に関する基本方針は、企業価値の向上及び積極的な事業拡大のための内部留保の充実及び各期の経営成績等を勘案し、株主の皆様への安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期につきましては、配当金総額179,836千円、1株当たり15円の期末配当を平成28年5月12日開催の取締役会で決議いたしました。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                   | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| 流動資産             | 10,301,103        | 流動負債                 | 3,310,743         |
| 現金及び預金           | 7,377,684         | 買掛金                  | 1,693,412         |
| 売掛金              | 2,678,673         | 未払金                  | 584,018           |
| 繰延税金資産           | 88,522            | 未払法人税等               | 681,797           |
| その他              | 156,222           | 賞与引当金                | 19,868            |
| 固定資産             | 1,988,339         | ポイント引当金              | 80,498            |
| 有形固定資産           | 215,610           | その他                  | 251,148           |
| 建物               | 95,539            | <b>負債合計</b>          | <b>3,310,743</b>  |
| 工具、器具及び備品        | 120,071           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                   |
| 無形固定資産           | 957,939           | 株主資本                 | 8,928,205         |
| ソフトウェア           | 955,601           | 資本金                  | 432,964           |
| その他              | 2,338             | 資本剰余金                | 1,278,407         |
| 投資その他の資産         | 814,789           | 利益剰余金                | 7,724,154         |
| 投資有価証券           | 157,997           | 自己株式                 | △507,320          |
| 繰延税金資産           | 241,255           | その他の包括利益累計額          | 27,301            |
| その他              | 491,945           | その他有価証券評価差額金         | 22,634            |
| 貸倒引当金            | △76,409           | 為替換算調整勘定             | 4,666             |
|                  |                   | 新株予約権                | 23,192            |
|                  |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>8,978,700</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>12,289,443</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>12,289,443</b> |

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科<br>目          | 金<br>額  | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 27,787,135 |
| 売上原価            |         | 17,467,661 |
| 売上総利益           |         | 10,319,473 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 7,838,664  |
| 営業利益            |         | 2,480,808  |
| 営業外収益           |         |            |
| 持分法による投資利益      | 14,001  |            |
| 為替差益            | 1,149   |            |
| 業務受託手数料         | 2,715   |            |
| その他             | 2,934   | 20,800     |
| 営業外費用           |         |            |
| 投資事業組合運用損       | 11,249  |            |
| 貸倒引当金繰入額        | 12,500  |            |
| 支払手数料           | 2,777   | 26,527     |
| 経常利益            |         | 2,475,082  |
| 特別利益            |         |            |
| 事業譲渡益           | 50,540  |            |
| 固定資産売却益         | 2,675   |            |
| その他             | 700     | 53,916     |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産売却損         | 209     |            |
| 減損損失            | 183,447 |            |
| 固定資産除却損         | 137,773 |            |
| その他             | 14,185  | 335,616    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 2,193,382  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 699,267 |            |
| 法人税等調整額         | △34,700 | 664,567    |
| 当期純利益           |         | 1,528,815  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,528,815  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                | 430,041 | 1,275,483 | 6,374,827 | △507,320 | 7,573,031 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |           |          |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)  | 2,923   | 2,923     |           |          | 5,847     |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △179,488  |          | △179,488  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益  |         |           | 1,528,815 |          | 1,528,815 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 2,923   | 2,923     | 1,349,326 | —        | 1,355,174 |
| 当 期 末 残 高                | 432,964 | 1,278,407 | 7,724,154 | △507,320 | 8,928,205 |

|                          | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|------------------|----------|-------------------|--------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高                | 30,732           | 6,129    | 36,861            | 29,943 | 7,639,836 |
| 当 期 変 動 額                |                  |          |                   |        |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)  |                  |          |                   |        | 5,847     |
| 剰 余 金 の 配 当              |                  |          |                   |        | △179,488  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益  |                  |          |                   |        | 1,528,815 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △8,097           | △1,462   | △9,560            | △6,750 | △16,310   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △8,097           | △1,462   | △9,560            | △6,750 | 1,338,863 |
| 当 期 末 残 高                | 22,634           | 4,666    | 27,301            | 23,192 | 8,978,700 |

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

CROOZ America, Inc.

ウェーバー株式会社

Card King株式会社

上記のうち、Card King株式会社は、平成27年6月10日付で新設分割（簡易分割）により設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

airLab株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 1社

会社等の名称

ForGroove株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社 airLab株式会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～24年

工具、器具及び備品 3～15年

また、在外連結子会社は定額法によっております。

###### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### ③ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

535,672千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 発行済株式 |                         |                         |                         |                        |
| 普通株式  | 12,818,400              | 23,200                  | —                       | 12,841,600             |

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 23,200株

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払総額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成27年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 179,488        | 15.00               | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------|-------|----------------|-------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成28年5月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 179,836        | 利益剰余金 | 15.00               | 平成28年<br>3月31日 | 平成28年<br>6月30日 |

### (3) 新株予約権等に関する事項

| 内訳        | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる株式の数(株)  |         |           |              | 当連結会計<br>年度末残高<br>(千円) |
|-----------|----------------|---------------|---------|-----------|--------------|------------------------|
|           |                | 当連結会計<br>年度期首 | 増加      | 減少        | 当連結会計<br>年度末 |                        |
| 第1回新株予約権  | 普通株式           | 12,000        | —       | 12,000    | —            | —                      |
| 第3回新株予約権  | 普通株式           | 2,000         | —       | 2,000     | —            | —                      |
| 第6回新株予約権  | 普通株式           | 58,000        | —       | 8,000     | 50,000       | 253                    |
| 第7回新株予約権  | 普通株式           | 1,000,000     | —       | —         | 1,000,000    | 4,700                  |
| 第8回新株予約権  | 普通株式           | 93,000        | —       | 2,000     | 91,000       | 1,899                  |
| 第9回新株予約権  | 普通株式           | 640,900       | —       | 640,900   | —            | —                      |
| 第10回新株予約権 | 普通株式           | 640,900       | —       | 640,900   | —            | —                      |
| 第12回新株予約権 | 普通株式           | —             | 22,000  | —         | 22,000       | 2,200                  |
| 第13回新株予約権 | 普通株式           | —             | 106,000 | 5,000     | 101,000      | 14,140                 |
| 合計        |                | 2,446,800     | 128,000 | 1,310,800 | 1,264,000    | 23,192                 |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性が高く、かつ短期的な金融資産に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券については定期的に発行体の財政状態をモニタリングしております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額 |
|------------|----------------|------------|----|
| (1) 現金及び預金 | 7,377,684      | 7,377,684  | —  |
| (2) 売掛金    | 2,678,673      | 2,678,673  | —  |
| 資産計        | 10,056,358     | 10,056,358 | —  |
| (3) 買掛金    | 1,693,412      | 1,693,412  | —  |
| (4) 未払金    | 584,018        | 584,018    | —  |
| (5) 未払法人税等 | 681,797        | 681,797    | —  |
| 負債計        | 2,959,227      | 2,959,227  | —  |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 買掛金、(4) 未払金、並びに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分            | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 投資有価証券(組合出資金) | 157,997    |

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 746円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 127円60銭 |

## (重要な後発事象に関する注記)

### (連結子会社の吸収合併)

当社は、平成28年1月26日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年4月1日を効力発生日として、当社100%出資の連結子会社であるウェーバー株式会社を簡易・略式手続により吸収合併しました。

### 1. 企業結合の概要

#### ① 結合当事企業の名称及びその事業内容等（平成28年3月31日現在）

結合当事企業の名称：ウェーバー株式会社

事業の内容：著作権を活用したソーシャルゲームの企画・開発、運営

#### ② 企業結合日

平成28年4月1日

#### ③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ウェーバー株式会社は解散しました。

#### ④ 結合後企業の名称

クルーズ株式会社

#### ⑤ その他取引の概要に関する事項

インターネットコンテンツ事業における経営資源の集中、より強固な開発・運営体制の構築を目的としてウェーバー株式会社を吸収合併しました。なお、著作権を活用したソーシャルゲームの企画・開発、運営は、当社が継続いたします。

### 2. 実施する会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|----------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>     |                   | <b>(負 債 の 部)</b>        |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>9,790,049</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>3,116,062</b>  |
| 現 金 及 び 預 金          | 6,867,053         | 買 掛 金                   | 1,699,556         |
| 売 掛 金                | 2,575,543         | 未 払 金                   | 597,627           |
| 前 払 費 用              | 67,456            | 未 払 費 用                 | 21,052            |
| 前 渡 金                | 14,560            | 未 払 法 人 税 等             | 534,129           |
| 繰 延 税 金 資 産          | 79,295            | 前 受 金                   | 18,544            |
| そ の 他                | 186,139           | 預 り 金                   | 51,484            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>2,137,709</b>  | 賞 与 引 当 金               | 19,868            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>211,881</b>    | ポ イ ン ト 引 当 金           | 80,498            |
| 建 物                  | 95,539            | そ の 他                   | 93,299            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 116,341           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>3,116,062</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>941,239</b>    | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |                   |
| ソ フ ト ウ ェ ア          | 938,901           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>8,765,868</b>  |
| そ の 他                | 2,338             | <b>資 本 金</b>            | <b>432,964</b>    |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>984,588</b>    | <b>資 本 剰 余 金</b>        | <b>1,278,407</b>  |
| 投 資 有 価 証 券          | 157,997           | 資 本 準 備 金               | 422,964           |
| 関 係 会 社 株 式          | 285,950           | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 855,442           |
| 繰 延 税 金 資 産          | 192,971           | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>7,561,816</b>  |
| 長 期 貸 付 金            | 33,000            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,561,816         |
| そ の 他                | 391,077           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 7,561,816         |
| 貸 倒 引 当 金            | △76,409           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△507,320</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>11,927,758</b> | 評 価・換 算 差 額 等           | 22,634            |
|                      |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 22,634            |
|                      |                   | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>23,192</b>     |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>8,811,696</b>  |
|                      |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>11,927,758</b> |

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 26,636,764 |
| 売上原価         |         | 16,699,445 |
| 売上総利益        |         | 9,937,318  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 7,682,371  |
| 営業利益         |         | 2,254,947  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 2,347   |            |
| 為替差益         | 5,417   |            |
| 業務受託手数料      | 7,711   |            |
| その他          | 1,576   | 17,051     |
| 営業外費用        |         |            |
| 投資事業組合運用損    | 11,249  |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 12,500  |            |
| 支払手数料        | 2,777   | 26,527     |
| 経常利益         |         | 2,245,472  |
| 特別利益         |         |            |
| 事業譲渡益        | 50,540  |            |
| 固定資産売却益      | 2,675   |            |
| その他          | 700     | 53,916     |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産売却損      | 209     |            |
| 減損損失         | 177,138 |            |
| 固定資産除却損      | 137,773 |            |
| その他          | 14,185  | 329,307    |
| 税引前当期純利益     |         | 1,970,081  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 556,638 |            |
| 法人税等調整額      | 22,810  | 579,448    |
| 当期純利益        |         | 1,390,632  |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |              |             |                             |             |          |            |
|-------------------------|---------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|----------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |          |            |
| 当 期 首 残 高               | 430,041 | 420,041 | 855,442      | 1,275,483   | 6,350,672                   | 6,350,672   | △507,320 | 7,548,876  |
| 当 期 変 動 額               |         |         |              |             |                             |             |          |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 2,923   | 2,923   |              | 2,923       |                             |             |          | 5,847      |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |         |              |             | △179,488                    | △179,488    |          | △179,488   |
| 当 期 純 利 益               |         |         |              |             | 1,390,632                   | 1,390,632   |          | 1,390,632  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |         |              |             |                             |             |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 2,923   | 2,923   | —            | 2,923       | 1,211,144                   | 1,211,144   | —        | 1,216,992  |
| 当 期 末 残 高               | 432,964 | 422,964 | 855,442      | 1,278,407   | 7,561,816                   | 7,561,816   | △507,320 | 8,765,868  |

|                         | 評価・換算<br>差額等     |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | 30,732           | 30,732         | 29,943 | 7,609,552 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |        |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                  |                |        | 5,847     |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                |        | △179,488  |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |        | 1,390,632 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △8,097           | △8,097         | △6,750 | △14,847   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △8,097           | △8,097         | △6,750 | 1,202,144 |
| 当 期 末 残 高               | 22,634           | 22,634         | 23,192 | 8,811,696 |

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 3～24年 |
|----|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |
|-----------|-------|

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### 4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 533,720千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権   |           |
| 短期金銭債権            | 268,087千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債務   |           |
| 短期金銭債務            | 41,691千円  |

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|               |           |
|---------------|-----------|
| 営業収入          | 327,816千円 |
| 営業費用          | 65,252千円  |
| その他営業取引以外の取引高 | 8,762千円   |

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 自己株式 |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式 | 852,500               | —                     | —                     | 852,500              |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

|               |            |
|---------------|------------|
| 繰延税金資産        |            |
| 流動資産          |            |
| 未払事業税         | 42,940 千円  |
| 賞与引当金         | 6,858 千円   |
| ポイント引当金       | 24,841 千円  |
| その他           | 4,654 千円   |
| 小計            | 79,295 千円  |
| 固定資産          |            |
| 減価償却超過額       | 158,816 千円 |
| 敷金及び保証金       | 20,678 千円  |
| 貸倒引当金         | 23,579 千円  |
| 小計            | 203,074 千円 |
| 繰延税金資産合計      | 282,369 千円 |
| 繰延税金負債        |            |
| 固定負債          |            |
| その他有価証券評価差額金  | 10,102 千円  |
| 繰延税金負債合計      | 10,102 千円  |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 272,266 千円 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が13,057千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が13,542千円、その他有価証券評価差額金が484千円それぞれ増加しております。

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

### オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |           |
|-----|-----------|
| 1年内 | 182,494千円 |
| 1年超 | 74,609千円  |
| 合計  | 257,103千円 |

## (関連当事者との取引に関する事項)

### 1. 親会社及び主要株主等

該当事項はありません。

### 2. 子会社及び関連会社等

| 種類   | 会社等の名称        | 所在地   | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容                                   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係     | 取引の内容                       | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|------|---------------|-------|--------------|-----------------------------------------|-------------------|---------------|-----------------------------|----------|-----|----------|
| 関連会社 | ForGroove株式会社 | 東京都港区 | 20,000       | 日本テレビグループの版權を活用したSocial Game配信サービスと版權管理 | (所有)直接 50.0       | 業務受託<br>役員の兼任 | インターネットコンテンツ<br>事業売上<br>(※) | 275,451  | 売掛金 | 142,499  |

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方法等

(※) 当社と関連を有しない他社との取引条件を勘案して決定しております。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## (1株当たり情報に関する注記)

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 733円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 116円06銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

連結計算書類の「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

クルーズ株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋篤史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クルーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

クルーズ株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 篠原孝広 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 高橋篤史 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クルーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

クルーズ株式会社 監査役会

|               |       |   |
|---------------|-------|---|
| 常勤監査役 (社外監査役) | 小野 隆弘 | ㊟ |
| 監査役 (社外監査役)   | 大森 彩香 | ㊟ |
| 監査役           | 高橋 慶行 | ㊟ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、改正会社法といいます。)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条に定める責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案による定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                    | 変 更 案                                      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 第1章 総則                                     | 第1章 総則                                     |
| 第1条～第3条 <条文省略>                             | 第1条～第3条 <現行どおり>                            |
| 第4条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 | 第4条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 |
| 1. 取締役会                                    | 1. 取締役会                                    |
| 2. 監査役                                     | 2. <u>監査等委員会</u>                           |
| 3. <u>監査役会</u>                             | <削 除>                                      |
| 4. 会計監査人                                   | 3. <u>会計監査人</u>                            |
| 第5条～第18条 <条文省略>                            | 第5条～第18条 <現行どおり>                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会及び代表取締役</p> <p>第19条（員数）<br/>当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>〈新 設〉</p> <p>第20条（取締役の選任及び解任）<br/>（1）取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>〈新 設〉</p> <p>（2）取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（3）取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>（4）取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（取締役の任期）<br/>（1）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（2）増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>〈新 設〉</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会及び代表取締役</p> <p>第19条（員数）<br/><u>（1）当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15名以内とする。</u></p> <p><u>（2）当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条（取締役の選任及び解任）<br/>（1）取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>（2）法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p><u>（3）前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（4）取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>（5）取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第21条（取締役の任期）<br/>（1）取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>〈削 除〉</p> <p><u>（2）監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〈新 設〉</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>(2) 〈条文省略〉</p> <p>(3) 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(4) 〈条文省略〉</p> <p>第23条 〈条文省略〉</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役、及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 〈条文省略〉</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略）</p> <p>前条のほか、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（<u>監査役が当該提案について異議を述べたときを除く</u>）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> | <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>(2) 〈現行どおり〉</p> <p>(3) 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(4) 〈現行どおり〉</p> <p>第23条 〈現行どおり〉</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 〈現行どおり〉</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略）</p> <p>前条のほか、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〈新 設〉</p> <p>第27条（取締役会の議事録）<br/> 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条 〈条文省略〉</p> <p>第29条（報酬等）<br/> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条（取締役の責任免除）<br/> （1） 〈条文省略〉<br/> （2）当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条（員 数）<br/> <u>当会社の監査役は3名以内とする。</u></p> <p>第32条（監査役の選任）<br/> （1）<u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> （2）<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>第27条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）<br/> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条（取締役会の議事録）<br/> 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第29条 〈現行どおり〉</p> <p>第30条（報酬等）<br/> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条（取締役の責任免除）<br/> （1） 〈現行どおり〉<br/> （2）当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p><u>第33条（監査役の任期）</u><br/> <u>（1）監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> <u>（2）補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                             | <p>&lt;削 除&gt;</p>                    |
| <p><u>第34条（常勤の監査役）</u><br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                   | <p>&lt;削 除&gt;</p>                    |
| <p><u>第35条（報酬等）</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                       | <p>&lt;削 除&gt;</p>                    |
| <p><u>第36条（監査役会の招集）</u><br/> <u>監査役会招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                                                                                                              | <p>&lt;削 除&gt;</p>                    |
| <p><u>第37条（監査役会規則）</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                                                                                                | <p>&lt;削 除&gt;</p>                    |
| <p><u>第38条（監査役の責任免除）</u><br/> <u>（1）当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>（2）当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈新 設〉                                                 | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                                                                                                    |
| 〈新 設〉                                                 | <u>第32条（常勤の監査等委員）</u><br><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                                                                                 |
| 〈新 設〉                                                 | <u>第33条（監査等委員会の招集）</u><br><u>（1）監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>（2）監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> |
| 〈新 設〉                                                 | <u>第34条（監査等委員会規則）</u><br><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>                                                                                   |
| 第6章 会 計 監 査 人                                         | 第6章 会 計 監 査 人                                                                                                                                                        |
| 第39条及び第40条 〈条文省略〉                                     | 第35条及び第36条 〈現行どおり〉                                                                                                                                                   |
| 第41条（報酬等）<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 | 第37条（報酬等）<br>会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                                                                                              |
| 第42条～第46条 〈条文省略〉                                      | 第38条～第42条 〈現行どおり〉                                                                                                                                                    |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、当社定款の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、現任の取締役7名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますため、経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である者を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                    | 所有する<br>株式数 |
|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 小 淵 宏 二<br>(昭和49年11月4日生) | 平成7年4月 株式会社ホテル京急入社<br>平成8年4月 シーエスアイ株式会社（現：株式会社CSIソリューションズ）入社<br>平成13年5月 当社設立 取締役社長(代表取締役) (現任)                   | 3,350,000株  |
| 2     | 古 瀬 祥 一<br>(昭和57年3月28日生) | 平成14年4月 当社入社<br>平成18年4月 当社取締役 (現任)<br>(管掌範囲) ゲーム事業管掌                                                             | 8,000株      |
| 3     | 仲 佐 義 規<br>(昭和55年4月26日生) | 平成16年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員 (現任)<br>平成23年6月 当社取締役 (現任)<br>(管掌範囲) 新規事業管掌                                       | 18,000株     |
| 4     | 張 本 貴 雄<br>(昭和59年8月6日生)  | 平成19年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員 (現任)<br>平成26年6月 当社取締役 (現任)<br>(管掌範囲) コマース事業管掌                                     | 4,800株      |
| 5     | 対 馬 慶 祐<br>(昭和54年2月10日生) | 平成16年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員 (現任)<br>平成23年6月 当社取締役 (現任)<br>(管掌範囲) 人事管掌                                         | 13,000株     |
| 6     | 小 島 亮 平<br>(昭和53年6月7日生)  | 平成15年9月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員 (現任)<br>平成22年6月 当社取締役 (現任)<br>(管掌範囲) プロモーション管掌                                    | 21,000株     |
| 7     | 稲 垣 佑 介<br>(昭和57年9月14日生) | 平成15年9月 株式会社ワールドコンパイラ設立 代表取締役社長<br>平成23年7月 株式会社BANEX JAPAN 取締役副社長<br>平成25年4月 当社入社 執行役員 (現任)<br>(管掌範囲) 管理・ゲーム事業管掌 | 一株          |
| 8     | 矢 嶋 健 二<br>(昭和55年10月7日生) | 平成16年9月 株式会社つばさレコーズ 代表取締役<br>平成18年11月 株式会社TWIN PLANET設立 代表取締役<br>(現任)<br>(管掌範囲) プロモーション管掌 (予定)                   | 1,000株      |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 永井文隆<br>(昭和52年2月20日生) | 平成17年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所<br>平成22年7月 公認会計士登録<br>平成23年9月 永井公認会計士事務所(現 永井公認会計士税理士事務所)代表(現任)<br>平成23年10月 税理士登録<br>平成25年1月 米国公認会計士登録<br>平成27年6月 当社取締役(現任) | 一株                 |
| 2     | 川井崇司<br>(昭和50年5月9日生)  | 平成22年3月 株式会社すごい会議どすえ設立 代表取締役社長(現任)                                                                                                                              | 一株                 |
| 3     | 立松進<br>(昭和22年6月15日生)  | 平成5年3月 株式会社アール・ケイ・トラック(株式会社良品計画 子会社) 代表取締役<br>平成11年7月 三菱商事ロジスティクス株式会社入社 ソリューション部長<br>平成19年7月 株式会社U.P.n.P. 代表取締役(現任)                                             | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 永井文隆氏、川井崇司氏、及び立松進氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、永井文隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員(社外取締役)とする予定であります。また、川井崇司氏及び立松進氏の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、両氏を独立役員(社外取締役)とする予定であります。  
 4. 永井文隆氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の社外取締役を本定時株主総会終結の時まで1年務め、職務を適切に遂行していただいていること、及び公認会計士としての専門的な知識・経験等を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけと判断したためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計のコンサルタントに従事されてこられた経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
 5. 川井崇司氏を社外取締役候補者とした理由は、経営マネジメント、人材育成の分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての経験及び知見を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判断したためであります。  
 6. 立松進氏を社外取締役候補者とした理由は、物流、ロジスティクスの分野に精通しているとともに、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験及び知見を有していることから、当社の経営及び監査にこれらを活かしていただけると判断したためであります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 大森彩香<br>(昭和53年9月28日生) | 平成18年10月 三宅・今井・池田法律事務所入所<br>平成20年10月 ウィザーズ総合法律事務所開設<br>平成21年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成23年9月 濱田法律事務所入所(現任) | 一株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の大森彩香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 大森彩香氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第6回定時株主総会において、「年額350百万円以内」としてご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を「年額500百万円以内」と定め、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきます。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まないものとさせていただきます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は8名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を「年額50百万円以内」と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきます。

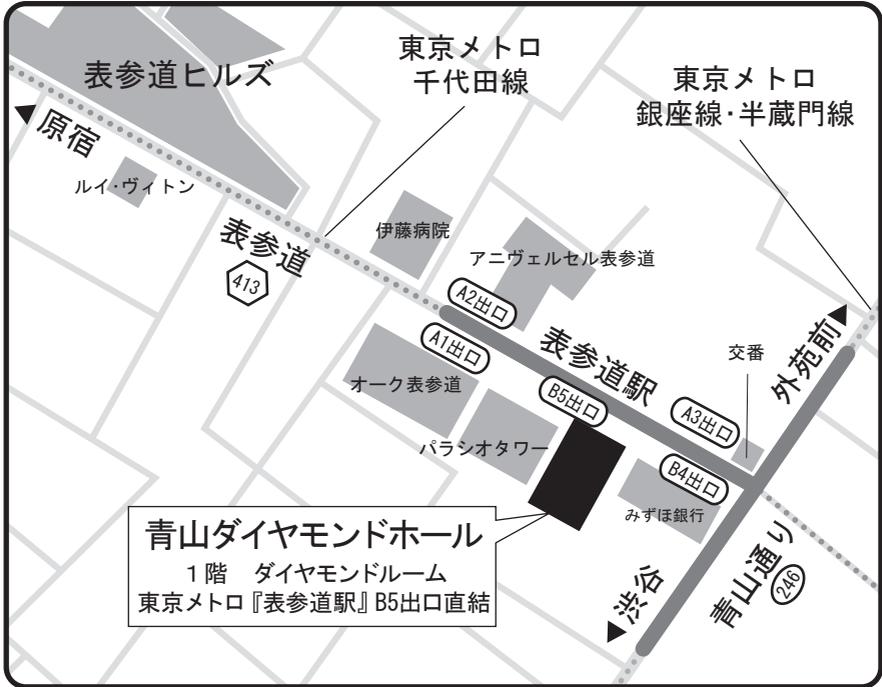
第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

## 株主総会会場のご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号  
青山ダイヤモンドホール  
1階 ダイヤモンドルーム  
電話 03-5467-2111



<交通のご案内>

○東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅下車、B5出口直結

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。